

〈生活資金支援ローン〉商品概要説明書

令和2年7月13日から令和5年9月末日までの期間限定商品

1. 商品名	生活資金支援ローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 (年金受給者の方、派遣社員・パート等は一定条件を満たされる方も可) (勤務先が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込みがあれば可) ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 当金庫の営業地区内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の営業区域内に転居することが確実と見込まれる方
3. お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金（事業資金、株式取得資金、投機資金、税金支払資金、転貸資金は不可）
4. ご融資金額	50万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
6. ご融資利率 (保証料含む)	年5%（固定金利）
7. ご返済方法	元金均等及び元利均等（元金返済据置期間は1年以内）の2種類の返済方法があります。また、ご融資額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 但し、一般社団法人しんきん保証基金より保証条件となった場合は必要となります。
9. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
10. その他	審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。